

公立岩瀬病院公告第1号

公立岩瀬病院企業団自動販売機設置場所貸付について、次のとおり提案書の提出を招請します。

平成29年1月31日

公立岩瀬病院企業団企業長 伊 東 幸 雄

1. 事業概要

(1) 事業名

公立岩瀬病院企業団自動販売機設置に係る運営事業

(2) 運営内容

運営者は、病院が指定する病院建物の一部を借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための飲料等自動販売機を設置し、営業・運営する。

(3) 運営期間

平成29年3月21日 ～ 平成34年3月31日

ただし、年度ごとの更新とし、業務内容の精査を行い特段の理由がない場合は、運営期間内で更新を行えることとする。年度ごと、業務継続許可申請に基づいて許可を行う。

(4) 設置場所等

(ア) 設置場所：別紙「貸付物件一覧表」のとおり

(イ) 自動販売機設置に係る費用負担

- ① 行政財産の貸付料（設置事業者からの提案による。）
- ② 設置に伴う光熱水費（実費）及び容器回収費用
- ③ 売上手数料（設置事業者からの提案による。）
- ④ 設置費（個別電気メーターなど自販機設置にかかる全ての費用。）

2. 事業者の選定方法

プロポーザル方式による特定にあたっては、公立岩瀬病院企業団職員等で構成する「公立岩瀬病院企業団自動販売機設置場所貸付に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。審査委員会は、事業者が提出したそれぞれの事業について提案書に対して、あらかじめ設定した審査項目について、各委員が5段階評価を行い、その合計点が最も高い事業者を事業者候補として特定する。審査委員会で特定した事業者候補が、辞退、その他の理由で自動販売機の設置運営ができない場合は次点者を特定する。なお、入札説明書及び仕様書を満たしていない提案は、失格とする。

3. 参加資格

(1) 参加資格

次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (ア) 参加の申込日において、地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 参加の申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (ウ) 参加の申込日において、福島県及び須賀川市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指

名停止の措置を受けていない者であること。

- (エ) 飲料メーカー企業、パンダー企業及び飲料水を扱っている者であること。
- (オ) 東北に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (カ) 同規模程度または病院内での運営実績を有する者であること。
- (キ) 法人等を設立して3年以上経過しており、各々良好な運営実績があること。
- (ク) 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納した者でないこと。
- (ケ) 次に掲げる者でないこと。

(ア) 審査委員会の委員、(イ)(ア)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

4. 参加申込の手続、参加申込書の配付受付

上記参加資格を有する者のうち、このプロポーザルに参加しようとする者は、公立岩瀬病院企業団総務課へ参加申込書（様式1）を提出し、参加申込の手続きを行うものとする。

(1) 参加申込書の配付

- (ア) 配付期間 平成29年1月31日（火）から平成29年2月6日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (イ) 配付時間 午後1時から午後5時15分まで
- (ウ) 配付場所 公立岩瀬病院企業団総務課
- (エ) 配付方法 公立岩瀬病院総務課で直接配付する。
（郵送等の取扱いは行わない。）

(2) 参加申込書の受付

- (ア) 受付期間 平成29年1月31日（火）から平成29年2月6日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (イ) 配付時間 午後1時から午後5時15分まで
- (ウ) 配付場所 公立岩瀬病院企業団総務課
- (エ) 配付方法 書類の提出は持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。

(3) その他

参加申込書記載内容について変更が生じる場合は、平成29年2月7日（火）までに、書面により申請すること。

5. 設計図書の閲覧

設計図書を次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 公立岩瀬病院企業団総務課
- (2) 閲覧期間 平成29年1月31日（火）から平成29年2月6日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 閲覧時間 午後1時から午後5時15分まで
- (4) 設計図書閲覧及び貸出

入札に参加しようとする者は、上記（2）閲覧期間中において、設計図書閲覧申請書を提出し、設計図書等を閲覧することができるほか、参加資格を有する場合に限り、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

6. 質疑及び回答

提出書類及びプロポーザルに関する質問は、次に定めるところにより、公立岩瀬病院企業団総務課へ質疑書を提出する。回答は質問者のみならず参加希望登録をした全ての事業者に文書により行う。

(1) 質疑書

様式2のとおり

(2) 提出方法

公立岩瀬病院企業団総務課へ持参

(3) 提出期限

平成 29 年 2 月 6 日 (月) 午後 5 時

7. 提案書の提出

参加希望登録をした事業者は、下記(3)による提案書を提出する。なお、参加申込及び提案に係る一切の費用は提出者の負担とする。

(1) 提出方法

公立岩瀬病院企業団総務課へ持参

(2) 提出期限

平成 29 年 2 月 8 日 (水) 午後 5 時

(3) 提出書類

(ア) 会社概要 (様式3)

(イ) 病院の経営環境に対する基本的認識 (様式4)

(ウ) 提供内容 (様式5)

(エ) 運営上の機動性 (様式6)

(オ) 苦情・クレーム対応 (様式7)

(カ) 環境対策 (様式 8)

(キ) 機器の操作性など (様式 9)

(ク) 貸付料及び売上手数料 (様式 10)

(ケ) 優位性及び特徴 (様式 11)

(コ) 市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(提出日から3か月前までに発行されたもので写しでも可)

(4) 提出部数

8部

(5) 提出先

公立岩瀬病院企業団総務課へ持参

8. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査の結果事業者候補を特定した後、提案者全員に平成 29 年 2 月 14 日 (火) 午後 5 時 までにその結果を通知する。

(2) 応募者からの審査結果に関する質問等については、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から 2 日以内に限る。質問等に対して、その書面を受付けたから 2 日以内に書面により回答する。

9. 設置事業者の決定及び契約締結

(1) 設置事業者の決定

審査委員会の特定した事業者候補を、設置事業者として選定する。

(2) 契約締結

当該設置事業者と行政財産貸付契約の締結を行う。